

教育職員免許状取得条件

- (1) 本学において、学則第14条第2項及び第3項の規定に基づき、所定の単位を修得すれば、栄養教諭一種免許状が取得できる。ただし、この教員免許は栄養士免許を取得したのちに交付となる。
- (2) 教育職員免許状を取得するためには、教育職員（栄養教諭）を目指す意思が確固たるものでなければならない。特に、学外の実習科目は、安易な気持ちで実習を履修することがあってはならない。
- (3) 教育実習校については、原則として学生各自が教育実習校の内諾を得なければならない。
- (4) 次の条件にしたがって科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - ① 本学管理栄養学科に在籍し、卒業に必要な最低修得単位数を修得すること。
 - ② 国家と法（日本国憲法）（2単位）、健康生活と生涯スポーツ（2単位）、英語コミュニケーション（2単位）、情報リテラシー（2単位）を修得すること。これらの科目は1年次または2年次に修得することが望ましい。
 - ③ 学外実習科目である「栄養教諭実習Ⅱ」については、その履修条件を別に定める。また、これらの科目の履修については、履修費を別に納付しなければならない。
 - ④ 下記「教育の基礎的理解に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」について所定の単位を修得すること。

教育職員免許法施工規則第66条の6に定める科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	国家と法（日本国憲法）	2		
	体育	2	健康生活と生涯スポーツ	2		
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		
			合計	8	0	

栄養に係る教育の基礎的理解に関する科目等

施工規則に定める科目区分等			左記に対応する開設事業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理（中・高・栄養）	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応含む。）		教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応含む。）		教育と社会	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・青年心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論（中・高・栄養）	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中・高・栄養）	2		
生徒指導、道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 教育相談などに関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳の理解と指導法（栄養）	2		
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術	2		
	生徒指導の理論及び方法		情報通信技術の活用	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導（栄養）	2		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教諭実習Ⅰ	1		
	教職実践演習		2	栄養教諭実習Ⅱ	1	
			教職実践演習（栄養）	2		
			合計	27	0	

栄養に係る教育及び教職に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	栄養教諭論Ⅰ	2		
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		2			
	食に関する指導の方法に関する事項					
			合計	4	0	